

入院期間が 180 日を超える入院

患者さまの事情により長期に入院される場合は、180 日を超えた日以降の入院料およびその療養に伴う看護に係わる料金として、厚生労働大臣が定める点数に 100 分の 15 を乗じて得た金額(1 日につき 2,577 円(税込))を負担していただく場合がございます。(1 点を 10 円とし、難病患者さま等は除く)

詳しくは 1 階事務室におたずね下さい。

札幌循環器病院